

日本農業の今後にとって労働者協同組合の果たす役割

講師：石見 尚（日本ルネッサンス研究所）

今後の日本農業にとって、作業集団が果たす役割が大きいため労働者協同組合への期待についてお話ししたいと思います。

住専については、国会でもマスコミでも事件を取り沙汰するだけで、原因についてはあまり取り上げていませんが、これは農協の金余り現象が原因です。農協に貯金という形でお金がたくさん入ってくる状態は、昭和30年（1960年）代に出てきています。1つは兼業農家が増えてきた、すなわち農業だけで食って行けないので、兼業に出るようになり農業以外の副収入が入って、農協に定期預金を預けるようになった。それから、高度成長が始まった昭和40年代には、工場、或いは学校とか道路用地の買収が進み、土地代金という形で支払われたものが農協の定期預金になっていきました。農協は農業の発展に役立つ形で金融事業をしていくことがたてまえで、農業以外にお金を貸すことが法律で制限されています。しかし農家は農業には投資をする意欲が少ない。それにもかかわらず、農協は地域の工業や商業には金を貸してはならないし地域おこしに投資をする場面がないからお金が余る。しかも農家の預金には利子を払わなければならない。金融の自由化で銀行との競争が激しくなり、預金集めのためには有利な貸付利子を稼ぐ必要があるから、不動産業のような投機事業に金を貸すという誘いによって住専問題を引き起こす結果になりました。

農協は信用事業、肥料・農機具・生活用品の購買事業、それから農産物を売る販売事業、営農指導事業を行っています。このうち黒字になっているのが信用事業と共済保険事業です。あとの購買も販売も赤字の事業です。信用事業が赤字になっ

てくると、営農指導事業という技術サービスの事業にお金が使えなくなります。今、合併を進めています。合併が進むと組合員とのつながりがそれだけ薄くなり、さらに農協の政策が農民と直結しないという問題が深刻化していきます。農協が自ら生産協同組合になぜならないかが問題です。その疑問を解くには「農地改革」の時期まで遡って見る必要があります。

農地改革以前の日本の農村は、地主と小作人という2つの大きな階級に別れていて、小作人は出来た米の半分を小作料として収め、後の半分で生活するというで大変貧しかったのです。農地改革は農村の民主化のために小作人の自作農化を進め、小作人が農地を持てるようにしました。自作農主義というのは、自分で農地を所有し、家族労働で働き、人に雇われない、従属しない個人農中心の農村社会を維持していく政策を言います。

そして農民は生産事業を自分たちの集団の手で行う生産農協は創ってはならないとされてしまいました。しかし当時は土地を共同開墾しなくてはならない状況であって、農村では生産を協同化する小さなグループがいたるところに出来ました。日本の政府が作った農協法の原案では「農業の生産協同化ができる」とありました。それを翻訳したときに「collective farm」としました。このコレクティブ・ファームというのは、アメリカでは集団農場すなわちソ連のコルホーズのことなのです。民主化された日本の農村が共産主義のようなことをやるとはとんでもないということで、農協の協同生産事業というのは、法律の中から削除されてしまいました。その結果、生産協同の字が消え自作農の農業だけが日本の農政の基本政策にな

ったわけです。

しかし戦後の日本の高度経済成長がはじまると、兼業農家の続出により自作農の内容がすっかり変わってしまいました。工業と農業の所得の格差、都市と農村の生活水準や教育・文化の差が開いてしまったのです。それは前者の企業的な社会集団の発展に対し、個人農中心の自作農社会が時代遅れだったからです。

日本の農業政策の基本的な転換は20年くらい前に始めなければならなかったのです。ところが政策の転換をするということは官僚体制では非常に難しく、「自作農」政策を改めないで、その結果、ますます兼業化がひどくなるとともに、農業をやめていく人が増えてきました。1974年から94年までの20年間に農家が約130万戸減りました。1年に直すと6万戸ずつ減っていくという状況です。農地改革直後と比較すると今は農家が360万戸で6割に、農地も90年は440万haで30%が失われてしまったということになります。それ以外に耕作放棄というのが耕地面積の3.3%あります。都市近郊でも多いのですが、山間部に最も多く、それをどうするかということが今大きな問題になっています。

1970年代の中頃、ようやく農業の生産の協同化ができる組織を農協の下に制度として認めたのが農事組合法人(昭和36年)です。農事組合法人は、1992年には、農家が農業の1部を共同作業でやり経営は個人ごとにやっている1号法人が2602、農家が全部一緒になって生産の共同体をつくっている2号法人は1182、1号と2号の両方を兼ね合わせているのが2897となっています。農事組合法人は、土地を使わない畜産や施設農業に比較的多く組織されています。野菜や米など土地を使う農業は農事組合法人では比較的小さいのです。

耕作放棄がでたり、高齢化で労働力が足りないという状況では協同の形で農業の生産をしないと日本の食糧の確保がむつかしくなります。農業生産法人ができましたが、これはタテ割り行政の組織ですので、私は労働者協同組合の形態で農業ができるようにしたほうが良いと思っています。農

業生産協同化の内容は、農業以外の農産加工や機械の共同利用や修理、あるいは農家の高齢者の福祉活動、新規就農者の受け入れを含め、1年を通して労働ができ、共同食堂や音楽祭やスポーツがあり、社会保険や公的年金制度に入れるようにしなくてははいけません。

農業の生産協同を始めると労働力が余る、その労働力をいかに使うかということを考えないと、ただ農業だけの生産協同化をやっても意味のないことです。農業以外の仕事もできるような生活者のための協同組織として労働者協同組合を作らざるを得ないと見るわけです。

農業というのは食糧を作ることもでき、ぶどう畑があればワインもできるからおもしろいのです。ぶどうがワインになるには、技師がいて、香りだとか色だとかネーミングだとか色々なものが総合される。さらにおいしく飲むには雰囲気を作る人、光沢のある華やかなワイングラス、そういったことすべて総合してワインが成り立つのです。

農業は考えてみれば、米は単に食べるためだけではなく、食べる米の文化、食文化というものがあるわけです。農業というのは文化の問題です。労働者協同組合というのは、そういう農業、文化を持った総合性のある集団であって、農業の生活者協同組合と考えたほうがよさそうです。私が労働者協同組合法で期待しているのはそのところです。農業を文化まで高めること、食材プラスアルファのものを作りあげる組織、新しい村おこし、村づくりの組織、これが労働者協同組合なのです。

【編集部】

- ・講演いただいた内容をもとに、編集部の責任でまとめたものです。
- ・95年度、協同を考えるシリーズは今回の第5回をもって終了です。
- ・96年度については7月より新たにスタートします。